四　法第五十三条第七項第二号の経済産業省令で定める措置が適切に実施されていることについての機構の同意書

五　抵当権の設定が登録されている貯留権に係る法第五十三条第五項の規定による申請にあっては、抵当権者の承諾書

（機構への通知事項）

第六十条　法第五十三条第十一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五十三条第五項の許可に係る貯留開始貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第五十三条第五項の許可の年月日

三　その他経済産業大臣が必要と認める事項

（二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項等）

第六十一条　法第五十四条第一項に規定する主務省令で定めるものの監視は、次の各号に掲げる監視の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　通知貯留区域（法第五十三条第十二項第二号に規定する通知貯留区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか又は発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する。

二　異常時監視　通知貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する。

三　通常時監視　前二号の場合以外の場合に実施する。

2　法第五十四条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　通知貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の振動

二　二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵の観点からの通知貯留区域の直上の区域及びその周辺の環境の状況

三　通知貯留区域管理業務を行うため必要があると認められる場合にあっては、通知貯留区域内の貯留層及びその周辺の温度及び圧力並びに坑井の健全性

四　懸念時監視又は異常時監視を実施する場合にあっては、通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の位置及び範囲

（通知貯留区域管理業務に関する事項の届出）

第六十二条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、通知貯留区域管理業務を行おうとするときは、通知貯留区域ごとに、次に掲げる事項を記載した様式第四十一による届出書を経済産業大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　通知貯留区域

二　通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

三　法第五十六条に規定する応急の措置に関する事項

四　その他二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項

（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視の結果の報告）

第六十三条　法第五十四条第二項の規定による監視の結果の報告は、次の各号に掲げる監視の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一　懸念時監視　当該監視を実施したときは、直ちに、その結果を経済産業大臣に報告すること。

二　異常時監視　当該監視を実施している間は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じてその結果を経済産業大臣に報告すること。

三　通常時監視　当該監視を実施したときは、遅滞なく、その結果を経済産業大臣に報告すること。

（貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出）

第六十四条　法第五十七条第一項の規定により貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第四十二による届出書に、抵当権者の承諾書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三款　試掘の実施等

（試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間）

第六十五条　法第五十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。第七十九条第二号において同じ。）を受けた日、法第十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた日又は法第十八条第三項の規定により同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知を受けた日から六月以内とする。

（試掘の事業に着手したときの届出）

第六十六条　法第五十八条第二項の規定により試掘の事業の着手の届出をしようとする者は、様式第四十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘の事業の着手の延期の認可の申請等）

第六十七条　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第二項の規定により試掘の事業の着手の延期の認可の申請をしようとする者は、様式第四十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の規定により試掘の事業の休止の認可の申請をしようとする者は、様式第四十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第六項の規定により休止した試掘の事業の再開の届出をしようとする者は、様式第四十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘実施計画の認可の申請）

第六十八条　法第五十九条第一項の規定により試掘実施計画の認可の申請をしようとする者は、様式第四十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第五十九条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、試掘を行うための資金計画及び体制とする。

（試掘実施計画の変更の認可の申請等）

第六十九条　法第六十条第一項の規定により試掘実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第四十八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

2　前項の申請書には、当該変更後の試掘実施計画を添付しなければならない。

3　法第六十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、試掘者（法第十三条第二項に規定する試掘者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更その他の試掘実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（試掘実施計画の軽微な変更の届出）

第七十条　法第六十条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第四十九による届出書に、変更後の試掘実施計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（認可試掘実施計画の実施状況の定期の報告）

第七十一条　法第六十四条第一項において準用する法第四十九条の規定により報告をしようとする者は、法第五十九条第一項の認可を受けた日から一年に一回以上、様式第五十による報告書に、試掘によって得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記憶媒体をいう。第百二十四条第二項第二号及び第百三十九条において同じ。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘の廃止の届出）

第七十二条　法第六十四条第二項において準用する法第五十七条第一項の規定により試掘の廃止の届出をしようとする者は、様式第五十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。